

# 臨時都留市地域クラブ活動推進協議会資料

令和7年4月16日（水） 16：30～

於：教育プラザ都留 本館小研修室

- **報 告** 都留市地域クラブ活動について
- **議事1** 都留市地域クラブ活動推進協議会の組織について
- **議事2** 都留市地域クラブ活動の山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人戦）への参加について
- **議事3** 都留市における地域クラブ活動認定要件・確認書について
- **議事4** その他

# 報告

## 令和6年度地域クラブ活動

| 種目    | 陸上競技               | ソフトテニス              | バレーボール             | 卓球               | 剣道               | ラグビー             | 合計                  |
|-------|--------------------|---------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|
| 活動開始  | 令和6年12月            | 令和6年12月             | 令和6年12月            | 令和6年12月          | 令和7年1月           | 令和7年3月           |                     |
| 活動場所  | やまびこ競技場<br>市民総合体育館 | 市営テニスコート            | 都留一中体育館ほか          | 東桂中体育館ほか         | 都留二中記念館          | 都留二中グラウンド        |                     |
| 参加生徒数 | 1人<br>男1人<br>女0人   | 35人<br>男15人<br>女20人 | 22人<br>男13人<br>女9人 | 9人<br>男3人<br>女6人 | 7人<br>男6人<br>女1人 | 4人<br>男4人<br>女0人 | 78人<br>男42人<br>女36人 |
| 活動回数  | 8回                 | 8回                  | 8回                 | 8回               | 5回               | 1回               |                     |

# 報告

## 令和7年度地域クラブ活動 (4月15日現在)

| 種目     | 陸上競技               | ソフトテニス              | バレーボール              | 卓球                | 剣道               | ラグビー             | 合計                  |
|--------|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------|------------------|------------------|---------------------|
| 活動場所   | やまびこ競技場<br>市民総合体育館 | 市営テニスコート            | 都留一中体育館             | 東桂中体育館ほか          | 都留二中記念館          | 都留二中グラウンド        |                     |
| 参加生徒数  | 1人<br>男1人<br>女0人   | 36人<br>男18人<br>女18人 | 25人<br>男14人<br>女11人 | 11人<br>男5人<br>女6人 | 5人<br>男4人<br>女1人 | 6人<br>男6人<br>女0人 | 84人<br>男48人<br>女36人 |
| 指導者登録数 | 2人                 | 6人                  | 6人                  | 4人                | 2人               | 3人               | 23人                 |

# 議事1 都留市地域クラブ活動推進協議会について

## 都留市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 都留市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒に望ましい部活動の環境の構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、都留市地域クラブ活動推進協議会(以下「地域協議会」という。)を置き、中学校における部活動の段階的な地域移行について検討する。

### (所掌事項)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校部活動の地域移行に必要な事項に関する事。
- (2) その他、都留市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める事項に関する事。

### (組織)

第3条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者(都留文科大学・健康科学大学)
- (2) 都留市立中学校校長・教諭代表
- (3) 都留市スポーツ団体代表
- (4) 都留市文化団体代表
- (5) 都留市PTA連合会代表
- (6) その他、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 地域協議会に会長と副会長を置き、会長は教育長、副会長は中学校長代表とする。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会務を執行する。

4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 地域協議会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 地域協議会の事務局は、教育委員会学校教育課、生涯学習課の職員をもって組織する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

## 議事1 都留市地域クラブ活動推進協議会について

都留市地域クラブ活動推進協議会 名簿

個人情報になるため、個人名や所属等は削除しました。

委員は、次の方々です。

学識経験者（大学関係者2名）

都留市スポーツ協会より1名

都留市文化協会より1名

都留アスリート倶楽部より1名

都留市PTA連合会より1名

都留市内3中学校長

都留市教職員代表2名（運動部顧問代表、文化部顧問代表）

都留市教育委員会（教育長、学校教育課3名、生涯学習課7名）

## 議事 2 都留市地域クラブ活動の山梨県小中学校体育連盟主催 大会（選手権・総体・新人戦）への参加について

令和 6 年度山梨県小中学校体育連盟 参加資格について

\* 地域クラブ活動とは、市町村が部活動の地域移行に取り組む中で結成されるなど市町村が認定したクラブのことをいう。

### 2 参加資格の特例

（3）参加を希望する各種学校または地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人戦）（以下、教育内大会という）の参加を認める条件

**ア 市町村教育委員会の管轄する運営団体（\*1）が実施主体（\*2）として認めたクラブであり、かつ、大会参加について協議会（\*3）等での協議を経て、市町村教育委員会に認められた地域クラブ活動であること。**

\* 1 総合型地域スポーツクラブ、スポ少、市町村協会等

\* 2 運営団体から派遣された指導者や団体が実際に指導等を行うもの（各種競技等）

\* 3 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向け、行政・学校・スポーツ・文化芸術団体・保護者等の関係者で構成し、新たな地域クラブ活動と連携する体制を整備するために情報共有や連絡調整を行うもの

## 議事2 都留市地域クラブ活動の山梨県小中学校体育連盟主催 大会（選手権・総体・新人戦）への参加について

現在：当面の間、本市の大会への参加については、**学校単位または合同チーム**での参加とする。

（第5回都留市地域クラブ活動推進協議会R6.10.15）



**改正（案）：教育内大会への参加を希望する都留市地域クラブ活動が山梨県小中学校体育連盟主催大会参加資格を満たす場合は、当該都留市地域クラブ活動の教育内大会への参加を認める。ただし、地域クラブ活動の移行期間の教育内大会への参加については、生徒が地域クラブ活動として参加するか、学校部活動（合同チームを含む）として参加するかを選択することができる。**

議事 2 都留市地域クラブ活動の山梨県小中学校体育連盟主催  
大会（選手権・総体・新人戦）への参加について

## 都留市地域クラブ活動の教育内大会への参加開始時期 について

- ① 教育内大会への参加手続きの準備ができた種目から  
教育内大会への参加を認める。
- ② 生徒・保護者等に連絡・周知する時間を一定期間確  
保し、その後教育内大会への参加を認める。

（開始時期案：令和7年8月、令和8年4月）

生徒にとってより良い時期を検討していただきたい

## 都留市における地域クラブ活動認定要件確認書

### 認定要件

- (1) 原則として都留市内の中学校に在籍する生徒で編成されている団体であること。
- (2) 活動拠点は原則として都留市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (4) 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (5) 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
  - ・目的が記載されていること。
  - ・入退会について記載されていること。
  - ・会費について記載されていること。
  - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
    - ① 代表 ②指導者 ③会計（代表、指導者、会計は兼ねないことがのぞましい）
  - ・総会等について記載されていること。
- (6) 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。
- (7) 県や市が主催する指導者研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。
- (8) 学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

（学校部活動の意義）

  - ・生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、体力や技能の向上に資する活動である。
  - ・異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する生徒の自主的で多様な学びの場である。
- (9) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- (10) 過度の練習が、スポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神的不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- (11) 成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう「都留市立中学校部活動及び都留市地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」「都留市地域クラブ活動基本方針」（都留市教育委員会）に則った活動を設定すること。

〈休養日及び活動時間の基準〉

  - ・週あたり休日1日以上休養日を設けること。
  - ・活動時間は、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
  - ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保すること。

- ・長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。
  - ・定期試験前の一定期間を活動休養日として設定すること。
  - ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。
- (12) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うこと。地域クラブに関わる監督、指導者等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (13) 指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- (14) 市が推進する学校部活動地域移行・地域展開の取組に協力すること。
- (15) 学校部活動の地域移行・地域展開が完了するまでは、山梨県小中学校体育連盟主催大会への参加について、生徒が地域クラブ活動として参加するか、学校部活動（合同チームを含む）として参加するかを選択することができる。その際、生徒の自由な選択を妨げる行為は慎むこと。また、生徒の選択により不利益が起きないように公平な指導を心がけること。
- (16) 認定期間は、申請した日の属する年度を含め学校部活動の地域移行・地域展開が完了するまでを基本とする。ただし、期間途中でも次の各号のいずれかに該当するときは、地域クラブ活動の認定は取り消されることを了承すること。
- ① 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
  - ② 認定の要件を欠くに至ったとき。
  - ③ 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
  - ④ 地域クラブ活動としてふさわしくない行為があったとき。
  - ⑤ その他、教育委員会が地域クラブ活動として不相当と認めたとき。
- (17) 本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

上記要件を確認しました。都留市の認定要件に則って活動することを了承します。

令和 年 月 日

都留市教育委員会 教育長 小林 正人 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_